

議題4 生活保護の適正化の取組について

本市の取組の3つの柱

- ① 区における不正受給調査専任チームを中心とした**不正受給対策**
- ② 働ける方には働いていただく**就労自立支援**
- ③ 生活保護費の約半分を占める**医療扶助の適正化**

①不正受給対策

- 平成24年4月より全区に26チーム配置し、不正受給事案への重点的調査を行い生活保護制度の適正化を図っている。
⇒生活保護を市民の信頼を得る制度とするためにも引き続き適正化に取り組んでいく。

②就労自立支援

<総合就職サポート事業>

- ・雇用情勢は悪化傾向であり、課題を複合的に抱える方の就職は依然として厳しい状況にある。
- ・課題を複合的に抱える方は支援期間が長期化している。
⇒効果的な支援を行うためにも、専門的な資格を持つ支援員の配置や職場体験等の訓練メニューの拡充等を行い、生活保護受給者の就労による自立促進に取り組んでいく。

<生活保護受給者等就労自立促進事業>

- ・各区の管轄ハローワークと連携し一体的な支援を実施。（常設窓口設置：11区、巡回相談：11区）
⇒引き続き生活保護受給者の就労による自立促進に取り組んでいく。

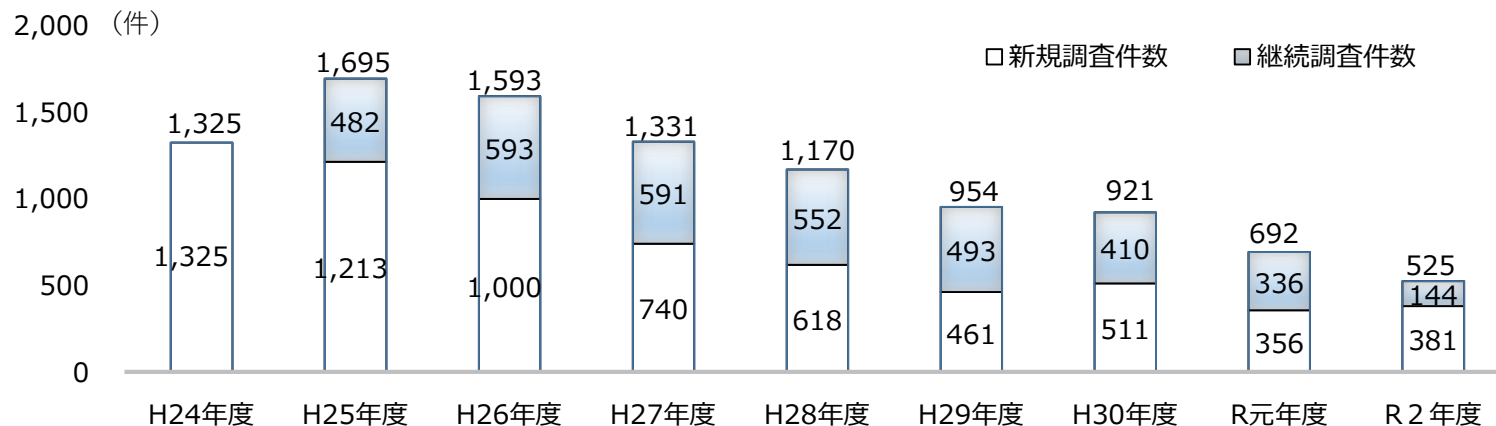
③医療扶助の適正化

- 令和3年1月より健康管理支援事業を実施し、生活習慣病重症予防などの取組を推進。
- 診療日数が過度に多い者に対して、ケースワーカーが適正受診に関する助言指導を実施。
- 重複処方者リストを基に、該当者にお薬手帳の利用促進など適正な処方に向けた助言指導を実施。

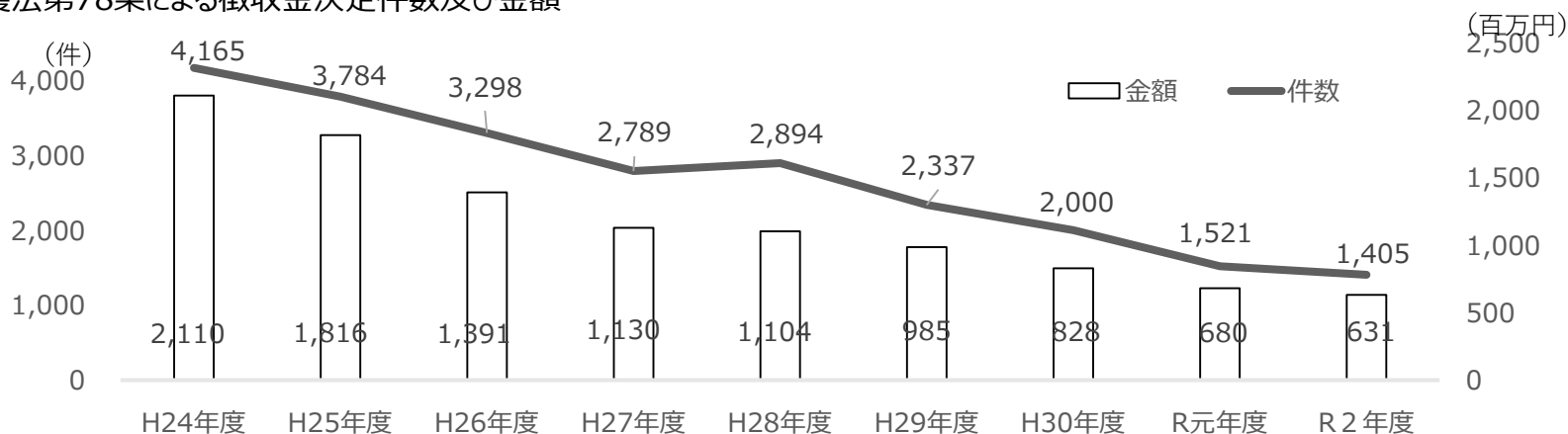
生活保護の適正化の取組①（不正受給対策）

○不正受給調査専任チームの取組（平成24年度～令和2年度）

●不正受給調査専任チームによる調査件数



●生活保護法第78条による徴収金決定件数及び金額



- ・不正受給調査専任チームによる専門的な取組とケースワーカーの調査能力向上により、チームによる調査件数は減少傾向にある。さらに法第78条による徴収金決定件数・金額もチーム及びケースワーカーによる取組により減少傾向にある。
- ・一方、ケースワーカーが被保護者宅へ家庭訪問を行った際、被保護者から暴行を受ける事案が発生していることから、警察OB職員による同行訪問などの安全管理業務も重要となっている。

生活保護の適正化の取組②（就労自立支援）

○総合就職サポート事業の状況

【事業実績（年度推移）】

	支援者	就職者	【雇用形態】		就職率	保護 廃止	3ヵ月 定着	6ヵ月 定着
			正規	非正規				
平成23年度	7,942	4,134	—	—	52.1%	178	—	—
平成24年度	7,145	4,535	7.7%	92.3%	63.5%	239	54.0%	43.1%
平成25年度	6,513	4,403	8.7%	91.3%	67.6%	229	51.2%	42.1%
平成26年度	5,887	4,019	10.3%	89.7%	68.3%	253	55.1%	49.9%
平成27年度	5,429	3,741	12.7%	87.3%	68.9%	247	50.8%	41.1%
平成28年度	5,192	3,537	11.3%	88.7%	68.1%	209	54.8%	46.4%
平成29年度	4,476	2,940	13.4%	86.6%	65.7%	209	55.4%	47.6%
平成30年度	4,155	2,754	11.9%	88.1%	66.3%	160	55.5%	48.6%
令和元年度	3,754	2,346	12.6%	87.4%	62.5%	146	57.0%	46.6%
令和2年度	3,523	2,032	14.3%	85.7%	57.7%	145	55.4%	46.1%

【課 題】

- 稼働年齢層の減少に伴い、就労支援者数は減少傾向にあるが、就労に向けた複合的な課題を抱える方が多くなっている
- 就職率は一定の水準にあるものの、社会経済状況の影響を受けやすい非正規雇用が多い
- 定着率を向上させる必要がある

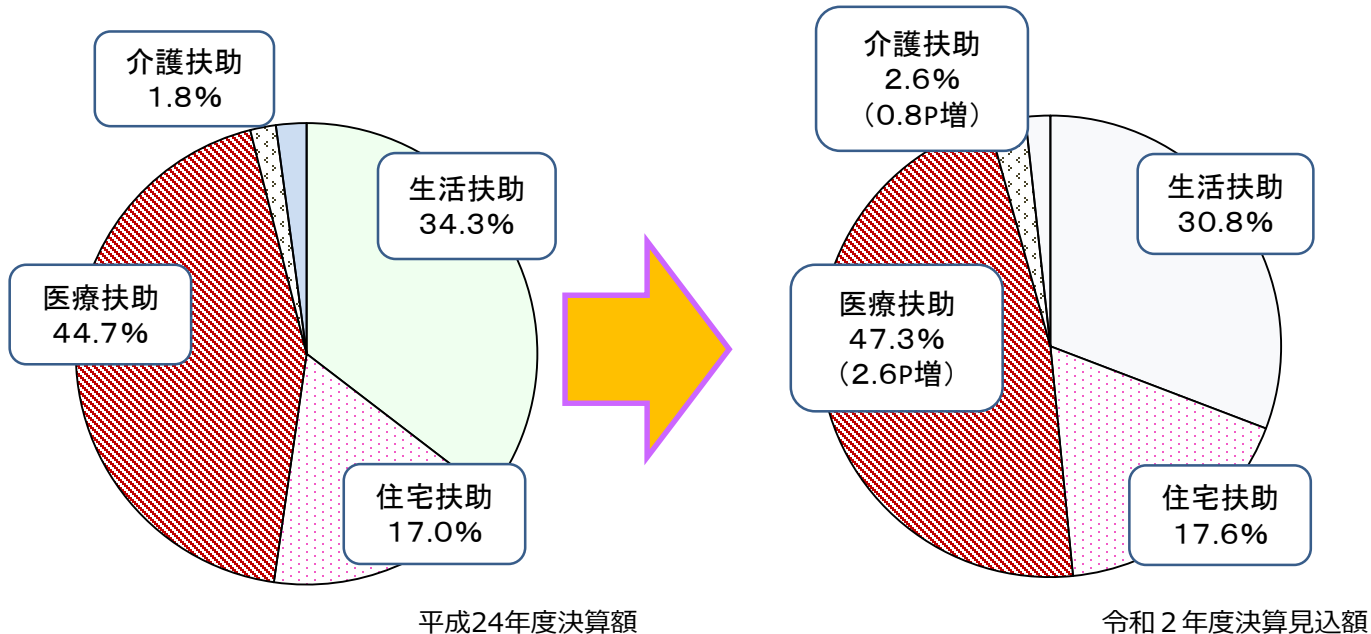
【令和4年度以降の取組み】

- より安定的で継続的な支援を効果的に実施するため、次のとおり引き続き取組む
- ① 臨床心理士・社会福祉士等の資格を持つ支援員の配置
 - ② 就労に向けた職場体験や訓練メニュー等の拡充
（例：求人倍率が高い分野、介護・福祉サービスなど）
 - ③ 委託期間を複数年とし安定した支援体制を担保

生活保護の適正化の取組③（医療扶助適正化）

○医療扶助の現状と適正化に向けた取組

- 医療扶助費は約1,254億円で扶助費全体の47.3%を占めている。（令和2年度決算見込額）
- 扶助費の割合では、平成24年度決算と比して、2.6ポイントの増となっている。



主な取組

健康管理支援事業として、看護師・保健師による医療機関への受診勧奨及び同行受診の実施。

頻回受診対策として、頻回受診者280名に対して指導を実施。（令和2年度）

医療扶助の適正化の課題

- 生活保護受給者の約8割が何らかの疾病により医療機関を受診している状況にある。中でも医療費が高く、患者数も多い生活習慣病の重症化を防ぐためにも、被保護者の健康に対する意識を高め、早期発見・早期予防につなげていくことが必要